

新闻摘要



(12月21日～2月20日)

1月23日(星期五)

由遗华孤儿创设的NPO法人“中国帰国者・日中友好之会”，正式成立。之所以成立此会，是为了让那些迄今为止，因不谙日语而一直依靠义务工作人员帮助的遗华孤儿们拥有一个由自身营建的活动基地，其宗旨是：“进一步融入社会，深一层与人交往”。

此会由遗华孤儿第二代、第三代共10人所组成的理事会(理事长 池田澄江)进行运营和管理。

2月2日(星期一)

2月1日(星期日)，“长野县民加深对遗华日本人的理解集会”，在长野县サンパルテ山王召开。此集会首先由东京歌舞团等团体进行文艺表演，并请中国帰国者谈了自身的经历；然后举行了春节交流会。

此次活动是厚生劳动省委托(财)中国残留孤儿援护基金组织召开的，县日中友好协会也为此次活动提供了赞助。

2月13日(星期五)

12日，最高法院作出决定，驳回了由三名遗华妇人和一名遗华孤儿作为原告而分别提出的两宗要求国家进行赔偿的上诉。

在国家制定出新型支援政策以后，大部分原告纷纷撤回了相同的索赔诉讼。此次最高法院决定驳回原告提出的上诉，乃属首次。

① 请注意

本栏目的新闻皆为一般报章的报道摘要。因此，并非为政府正式公布之内容，其中一部分还包含媒体的观察消息，敬请注意。

ニュース記事から

(12月21日～2月20日)

1月23日(金)

中国残留孤児らが、NPO法人「中国帰国者・日中友好の会」を設立した。日本語が不自由なため、これまでボランティアに頼っていた孤児たちが活動拠点を自分たちで作ろうと動き出したもので、「より社会に溶け込み、親交を深める」ことを目的としている。

同会は、孤児の2・3世など10人で構成する理事会(池田澄江理事長)の下に運営される。

2月2日(月)

「中国残留邦人への理解を深める長野県民の集い」が1日(日)、長野県のサンパルテ山王で開催された。第1部は東京中国歌舞団などによる歌と演奏及び中国帰国者の体験発表で、第2部は春節交流会。

このイベントは厚生労働省の委託により(財)中国残留孤児援護基金が主催したもので、今回は、県日中友好協会が協賛した。

2月13日(金)

中国残留婦人3人と残留孤児1人が提訴していた2件の国家賠償訴訟で、最高裁は12日、原告側の上告を棄却する決定をした。

同様の訴訟は、国の新しい支援策の実施を受けて原告側のほとんどが訴えを取り下げた。最高裁で確定するのは初めて。

① 注意

本欄の内容は、すべて一般の新聞などで報道された内容を要約して掲載しているものです。したがって、政府が公式に発表したものではなく、一部には報道機関の観測記事なども含まれていますので、ご注意ください。